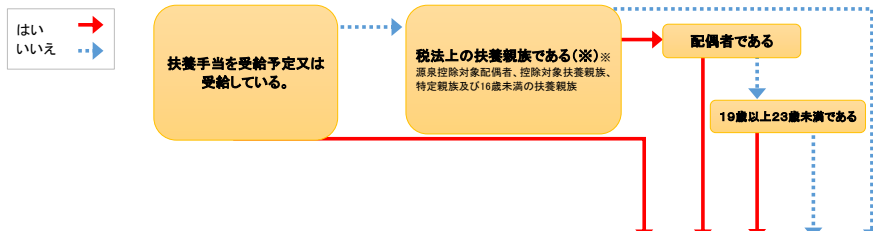


被扶養者の認定に必要となる証拠書類等（対象となる被扶養者について扶養手当の受給状況等によって必要書類が異なります）



要件	被扶養者の属性等		証拠書類等の要否						証拠書類等の具体例
			有	④	配	⑤ 特 ※3	⑥	他	
	全員		△注	○	○	○	○	○	申述書（認定） 注： 「有」の場合は、裁判所共済組合の他の支部等からの異動者（他の国家公務員共済組合からの転入者も同じ）が被扶養者のみなし認定を受けようとする場合及び第3の2「日本国内に住所を有しない者」のみ提出必要。
	第1 身分関係								
	1	同一世帯要件が必要ない者							戸籍謄本（抄本）又は組合員との続柄の記載のある住民票写し（住民票記載事項証明書）
	2	同一世帯要件が必要な者	○				○	○	世帯全員の住民票写し（住民票記載事項証明書）
第2 生計維持要件	他の扶養義務者の確認が必要な者	夫婦で共同して扶養義務を負う者（子等）	配偶者が組合員の被扶養者である場合						
			配偶者が被用者保険の被保険者（共済組合の組合員を含む。）である場合						
			配偶者が国民健康保険の被保険者である場合				○	○	配偶者の直近の年間所得から見込まれる年間収入が分かる書類（確定申告書控えの写し、所得証明書、収入及び支出の明細書等）
		兄弟姉妹のうち組合員のみが同居している父母							
		上記以外の者					○	○	ア 扶養義務者を確認できる戸籍（除籍）謄本（戸籍事項証明書）及び イ 扶養協議書又は他の扶養義務者による扶養状況申立書
	所得要件	所得のある者（2に掲げる者を含む。）	給与所得者		○	○		○	雇用契約書の写し、給与明細書の写し、源泉徴収票の写し
			事業所得者		○	○		○	確定申告書控えの写し、所得証明書、収入及び支出の明細書
			年金(私的年金を含む。)所得者		○	○	○	○	年金証書の写し、年金額改定通知書の写し
			その他の所得者			○	○	○	雇用保険受給資格証の写し、その他所得額が分かる書類 障害者手帳の写しその他障害の程度が分かる書類（ただし、所得の年額が130万円以上180万円未満で、障害年金受給相当の障害を有する60歳未満の者に限る。）
		所得のない者（2に掲げる者を含まない。）	離職者		○			○	離職証明書、辞令書の写し又は雇用保険被保険者離職票
			離職者以外		○			○	非課税証明書
	2	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の学生 ※1			○			○	在学証明書（ただし、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者は不要）又は非課税証明書
		病気又は負傷のため就労能力を失っている者			○			○	医師の診断書又は非課税証明書
	3	組合員（その配偶者を含む。）と別居している父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹						○	ア 生計費の振込明細書（預金通帳の写し）及び イ 被扶養者の生計費受領状況申立書
		組合員（その配偶者を含む。）と別居している子（2に掲げる者を含まない。）						○	

【以下の場合には、**全員**証拠書類の提出が必要】

- ・新たに組合員（任意継続組合員、弁護士職務従事職員及び継続長期組合員を除く）の資格を取得したもの（他省庁からの異動により資格を取得した場合を除く）に被扶養者の要件を備える者がある場合
- ・新たに被扶養者の要件を備える者が生じた場合
- ・被扶養者が住所を変更した場合

第3 国内居住要件	1	日本国内に住所を有する者		住民票写し
	2	日本国内に住所を有しない者	ア 留学生	査証、学生証、在学証明書、入学証明書の写し ※2
			イ 組合員と同行する者	査証、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書の写し ※2
			ウ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に渡航する者	査証、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書の写し ※2
			エ 組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた者であって、イと同等と認められるもの	戸籍謄本・抄本、出生や婚姻等を証明する書類の写し ※2

※1 同法第53条に規定する定時制の課程、同法第54条に規定する通信制の課程並びに同法第86条に規定する夜間において授業を行う学部及び通信による教育を行う学部の学生及び所得のある者を除く。

※2 書類が外国語で作成されたものであるときは、その書類に翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文の添付が必要

※3 令和7年10月1日から同年12月31日までの間について、「④特」の要件に該当するものの、所得税法（令和7年3月31日号外法律第13号、同年12月18日施行）上の特定親族である旨を申告していない場合は、「無」と同様の証拠書類を提出する。令和7年分の年末調整のため、特定親族である旨の申告を行っている場合は、「④特」の証拠書類を提出する。

共済組合では、人事担当部署の扶養手当の認定情報等を基に被扶養者の認定を行っています。扶養手当の申請を予定している方は、速やかに人事担当部署に対して扶養手当の申請を行ってください。